

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会

安曇野市実行委員会 設立発起人会



**JAPAN
GAMES**

日本スポーツ協会 24-B-33



日時 令和6年10月29日（火） 10時

会場 安曇野市役所 大会議室

目 次

安曇野市実行委員会設立発起人会について	P2
安曇野市実行委員会設立発起人会発起人名簿	P2
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要	P3
安曇野市開催競技及び開催施設	P8
これまでの準備経過	P9
大会開催に向けたスケジュール	P10
大会開催準備組織のイメージ	P11
安曇野市実行委員会設立趣意書(案)	P12
安曇野市実行委員会会則(案)	P13
安曇野市実行委員会委員の選出について(案)	P16

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
安曇野市実行委員会設立発起人会について

1 発起人会の意義

安曇野市実行委員会設立発起人会（以下「発起人会」という。）は、実行委員会設立の重要な組織となります。

その主な役割としては、設立趣意書を起草し、実行委員会の委員・役員等の候補者選定及び就任要請など、実行委員会設立総会の開催・運営を行うことになります。

発起人会の発議を受けて実行委員会を設立することにより、設立趣旨が明白となり、市民への理解と協力のもとで本大会に向けた準備を進めます。

2 発起人会の役割

- (1) 実行委員会設立総会で報告する設立趣意書の作成
- (2) 実行委員会設立総会に提案する会則（案）の作成
- (3) 実行委員会委員・役員等の候補者の選定

※実行委員会は、本大会の開催が決定される年（令和 7 年）の設立を目指します。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
安曇野市実行委員会設立発起人会 発起人名簿

(順不同・敬称略)

所 属	役 職	氏 名
安曇野市	市長	太田 寛
安曇野市議会	議長	松枝 功
特定非営利活動法人安曇野市スポーツ協会	会長	赤羽 高明
安曇野市商工会	会長	高橋 秀生
安曇野市	副市長	中山 栄樹
安曇野市教育委員会	教育長	橋渡 勝也

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の概要

1 沿革・歴史

戦後の荒廃と混乱の中で、スポーツを通して国民に勇気と希望を与えようと、昭和21年（1946年）に戦災を免れた京都を中心とした京阪神地域において、国民体育大会の第1回大会が開催されました。その後、天皇杯・皇后杯の授与・都道府県対抗・都道府県持ち回り方式が確立され、昭和62年（1987年）第42回大会（沖縄県）で全国を一巡し、現在は二巡目に入っています。

令和10年（2028年）に開催予定の長野県大会は、82回目を迎え、長野県での開催は昭和53年（1978年）の第33回大会「やまびこ国体」以来、2回目の開催です。

《国民体育大会開催順》

昭和21 京都等	昭和22 石川	昭和23 福岡	昭和24 東京	昭和25 愛知	昭和26 広島	昭和27 福島等	昭和28 徳島等
昭和29 北海道	昭和30 神奈川	昭和31 兵庫	昭和32 静岡	昭和33 富山	昭和34 東京	昭和35 熊本	昭和36 秋田
昭和37 岡山	昭和38 山口	昭和39 新潟	昭和40 岐阜	昭和41 大分	昭和42 埼玉	昭和43 福井	昭和44 長崎
昭和45 岩手	昭和46 和歌山	昭和47 鹿児島	昭和48 沖縄/千葉	昭和49 茨城	昭和50 三重	昭和51 佐賀	昭和52 青森
昭和53 長野	昭和54 宮崎	昭和55 栃木	昭和56 滋賀	昭和57 島根	昭和58 群馬	昭和59 奈良	昭和60 鳥取
昭和61 山梨	昭和62 沖縄	昭和63 京都	平成元 北海道	平成2 福岡	平成3 石川	平成4 山形	平成5 徳島等
平成6 愛知	平成7 福島	平成8 広島	平成9 大阪	平成10 神奈川	平成11 熊本	平成12 富山	平成13 宮城
平成14 高知	平成15 静岡	平成16 埼玉	平成17 岡山	平成18 兵庫	平成19 秋田	平成20 大分	平成21 新潟
平成22 千葉	平成23 山口	平成24 岐阜	平成25 東京	平成26 長崎	平成27 和歌山	平成28 岩手	平成29 愛媛
平成30 福井	令和元 茨城	令和2 —	令和3 —	令和4 栃木	令和5 鹿児島	令和6 佐賀	令和7 滋賀
令和8 青森	令和9 宮崎	令和10 長野	令和11 群馬				

2 大会概要

国民スポーツ大会（国スポ）※は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツの精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として、毎年開催される国内最大の国民スポーツの祭典です。国民スポーツ大会には、「正式競技」をはじめ、「特別競技」、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」があります。

全国障害者スポーツ大会（全障スポ）は、障がいのある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。全国障害者スポーツ大会には、「正式競技」と「オープン競技」があります。

※国民体育大会は令和6年に佐賀県で開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に改称され、略称も国体から国スポ（こくすぽ）となりました。

3 主催

・国民スポーツ大会

大会：公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県の3者

競技会：上記に各公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を加えた5者

・全国障害者スポーツ大会

公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、市町村、その他の関係団体

4 開催時期

・国民スポーツ大会（開催基準要項）

開催時期：令和10年9月中旬～10月中旬 開催期間：11日間以内

・全国障害者スポーツ大会（開催基準要綱）

開催時期：原則として国スポの直後 開催期間：3日間

※会期については開催3年前（令和7年）に決定予定

5 大会名称、愛称、スローガン、マスコット

・開催年 令和10年（2028年）

・大会名称 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

・愛称 信州やまなみ国スポ・全障スポ

・スローガン 行こう。それぞれの頂へ。

・マスコット 長野県PRキャラクター「アルクマ」

【マスコットとロゴデザイン】



6 実施予定競技

第 82 回国民スポーツ大会における実施予定競技

令和 6 年 7 月時点

区 分	競 技 名
正式競技（40 競技） 都道府県対抗で実施され、全正式競技の合計得点により、男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯が、女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯が授与される。	〔本大会〕 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、<u>バレーボール</u>、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、<u>ウエイトリフティング</u>、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン 〔冬季大会〕 スキー、スケート、アイスホッケー
特別競技（1 競技）	高等学校野球
公開競技（8 競技） 競技の普及をはじめ、国民のスポーツ推進を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外に、全国レベルの大会の規模で実施する競技。	綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、<u>ダンススポーツ</u>

区 分	競 技 名
デモンストレーションスポーツ 地方スポーツの推進を図るため、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、正式競技及び公開競技以外に、県内に居住している者を対象として実施する競技。	マレットゴルフ 少林寺拳法 スポーツウエルネス吹矢 チャレンジフェスティバル～小中学生のためのスポーツ体験交流会～ スマートフェンシング 森林セラピー

第 27 回全国障害者スポーツ大会における実施予定競技

区 分		競 技 名
正式競技（14 競技） 「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定められた個人競技及び団体競技で、団体競技は都道府県・指定都市対抗で実施される。	個人競技 （7 競技）	陸上競技（身体・知的） 水泳（身体・知的） アーチェリー（身体） 卓球（身体・知的・精神） フライングディスク（身体・知的） ボウリング（知的） ボッチャ（身体）
	団体競技 （7 競技）	バスケットボール（知的） 車いすバスケットボール（身体） ソフトボール（知的） グランドソフトボール（身体） フットソフトボール（知的） <u>バレーボール</u> （身体・知的・精神） サッカー（知的）
オープン競技 広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについて、あらかじめ主催者間で協議し実施する競技。		（今後決定）

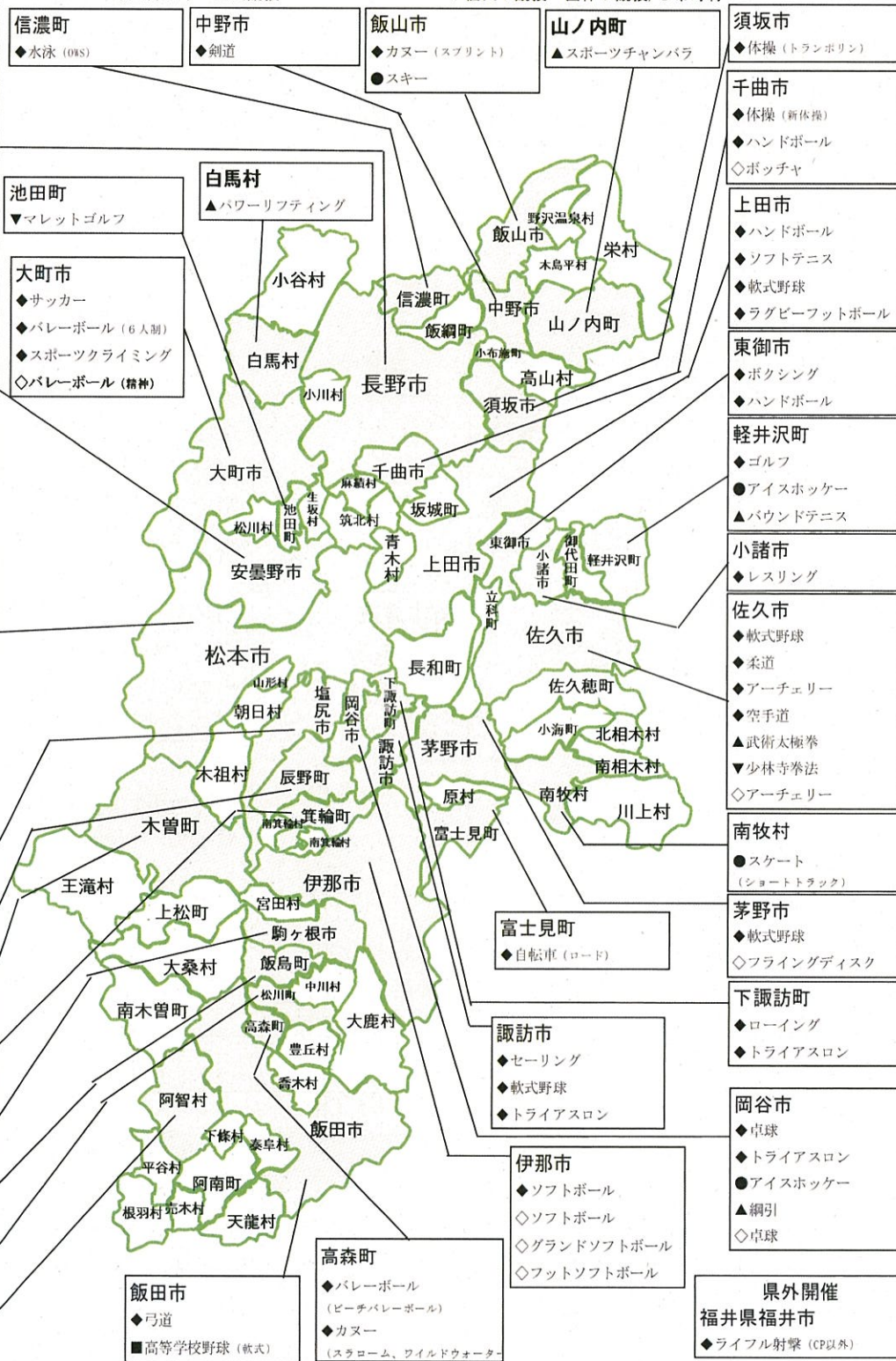
信州やまなみ国スポ・全障スポ

競技会場地市町村



- ◆国スポ 正式競技（本大会） : 37競技/28市町村・県外1市町
- 国スポ 正式競技（冬季大会） : 3競技/5市町村
- ▲国スポ 公開競技 : 8競技/7市町村
- ▼国スポ デモンストレーションスポーツ : 6競技/6市町村
- 国スポ 特別競技 : 1競技/2市町村
- ◇全障スポ 正式競技 : 個人7競技・団体7競技/9市町村

- 長野市**
- ◆水泳（競泳、飛込、水球、AS）
 - ◆サッカー
 - ◆体操（競技）
 - ◆バスケットボール
 - ◆ライフル射撃（CP）
 - ◆ボウリング
 - スケート（スピード、フィギュア）
 - 高等学校野球（硬式）
 - ◇水泳
 - ◇ボウリング
 - ◇バスケットボール
 - ◇車いすバスケットボール
- 安曇野市**
- ◆バレーボール（6人制）
 - ◆ウェイトリフティング
 - ▲ダンススポーツ
 - ◇バレーボール（身体）
- 松本市**
- 【総合開・閉会式】
- ◆陸上競技
 - ◆サッカー
 - ◆テニス
 - ◆バレーボール（6人制）
 - ◆自転車（トラック）
 - ◆軟式野球
 - ◆なぎなた
 - ▲ゲートボール
 - ▲エアロビク
 - ◇陸上競技
 - ◇バレーボール（知的）
 - ◇サッカー
- 塩尻市**
- ◆バドミントン
 - ◆銃剣道
 - ▼スポーツウエルネス吹矢
- 辰野町**
- ◆クレ射撃
- 木曽町**
- ◆相撲
- 箕輪町**
- ◆フェンシング
 - ▼スマートフェンシング
- 駒ヶ根市**
- ◆ホッケー
- 飯島町**
- ◆ホッケー
- 松川町**
- ▼森林セラピー
- 阿智村**
- ▼チャレンジフェスティバル



安曇野市開催競技及び開催施設

国民スポーツ大会 3 競技

区 分	競技名	種別	開催施設
正式競技	バレーボール・6 人制 	成年女子	安曇野市総合体育館
	ウエイトリフティング 	全種別	穂高総合体育館
公開競技	ダンススポーツ 	全種別	安曇野市総合体育館

全国障害者スポーツ大会 1 競技

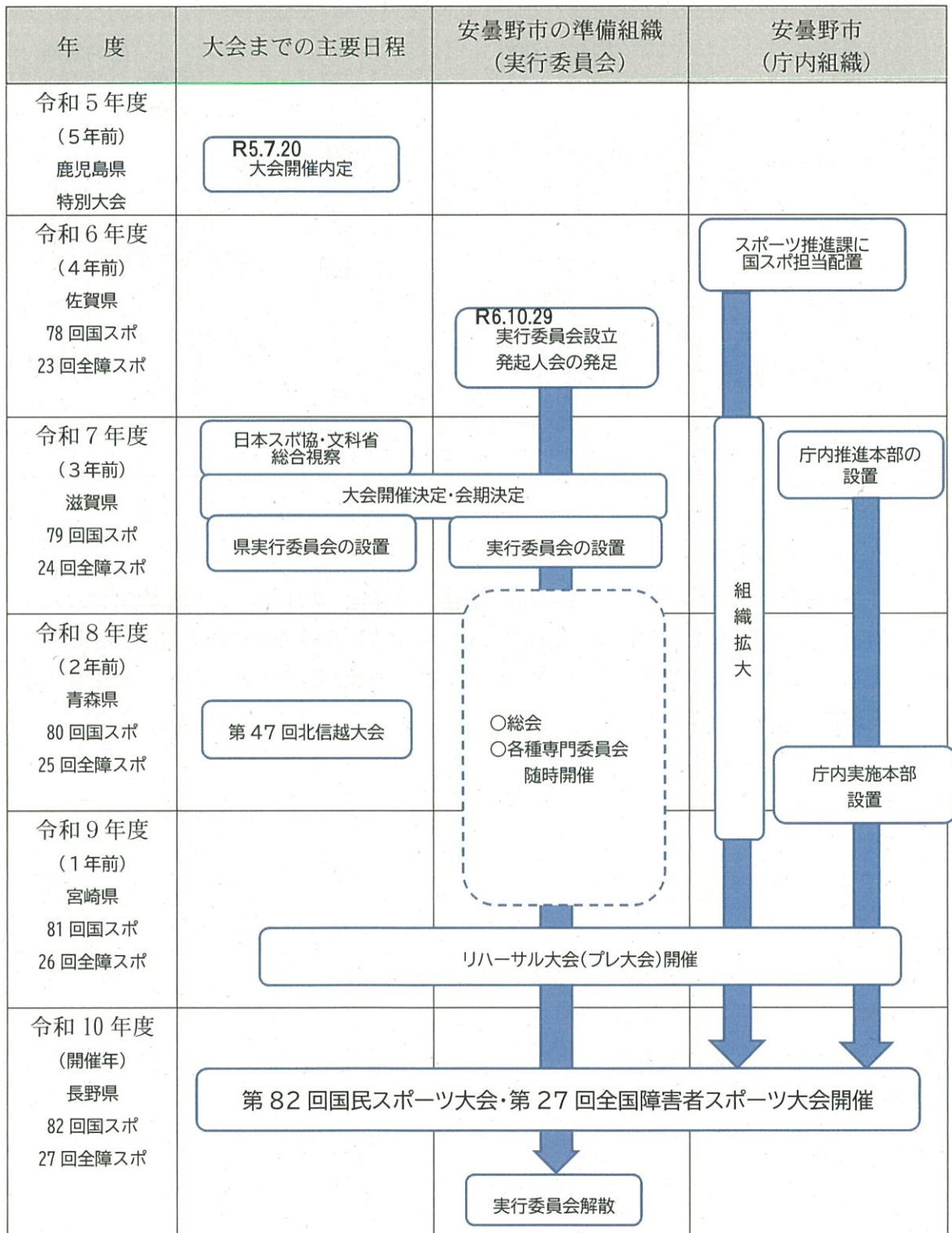
区 分	競技名	種別	開催施設
正式競技	バレーボール 	身体障害	安曇野市総合体育館

これまでの準備経過

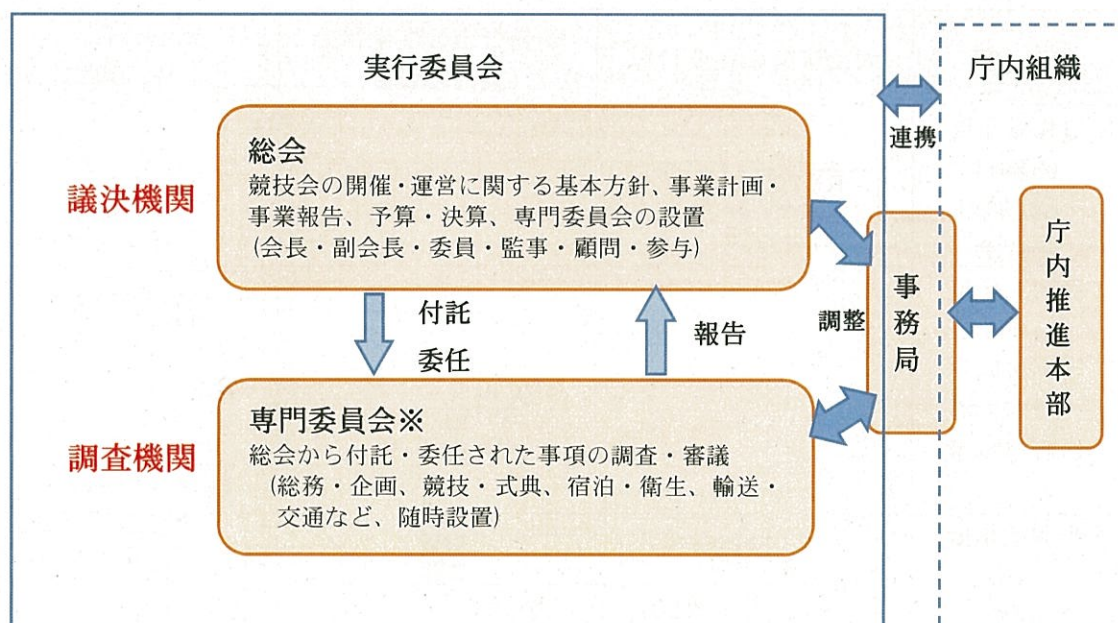
※太字は安曇野市関係分

年	月	内容
平成 28 年	6 月	(公財)長野県体育協会が、2 巡目国体招致要望書を長野県知事、長野県議会議長及び長野県教育委員会あてに提出
平成 29 年	3 月	平成 29 年 2 月長野県議会において、「第 82 回国民体育大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	5 月	長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事、(公財)長野県障がい者スポーツ協会常務理事が文部科学大臣あてに、第 82 回国民体育大会(本大会及び冬季大会)及び第 27 回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出
		長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事が(公財)日本体育協会会長あてに、第 82 回国民体育大会(本大会及び冬季大会)開催要望書を提出
	7 月	(公財)日本体育協会理事会において、長野県を 2027 年開催の第 82 回国民体育大会(本大会及び冬季大会)の開催申請書提出県として了解(開催内々定)
	12 月	第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催
平成 30 年	7 月	第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会市町村競技開催希望調査書を提出
令和元年	7 月	長野県準備委員会から競技会場地の内定通知 ・バレーボール(6人制)少年女子：安曇野市総合体育館 ・ウエイトリフティング(全種別)：三郷文化公園体育館
令和 2 年	10 月	(公財)日本スポーツ協会から、長野県を令和 10 年(2028 年)開催の第 82 回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)の開催申請書提出県として決定通知(1 年延期し令和 10 年開催に変更)
	12 月	長野県準備委員会が名称を「第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」から「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」に改称
令和 4 年	7 月	中央競技団体正規視察(バレーボール)
	11 月	中央競技団体正規視察(ウエイトリフティング)
	6 月	長野県準備委員会から公開競技会場地の内定通知 ・ダンススポーツ(全種別)：安曇野市総合体育館
		長野県準備委員会からの競技会場地の内定変更通知(種別変更) ・バレーボール(6人制)少年女子 ⇒ 成年女子
令和 5 年	7 月	(公財)日本スポーツ協会の理事会において、令和 10 年の第 82 回国民スポーツ大会(冬季大会・本大会)の開催地として長野県が内定
令和 6 年	1 月	中央競技団体正規視察(ウエイトリフティング)
	8 月	長野県準備委員会から競技会場地の内定変更通知(会場変更) ・ウエイトリフティング 三郷文化公園体育館 ⇒ 穂高総合体育館
	10 月	第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会安曇野市実行委員会設立発起人会を開催

大会開催に向けたスケジュール



大会開催準備組織のイメージ



※ 専門委員会とは

実行委員会専門委員会は、実行委員会総会から付託・委任された専門事項について調査・審議し、総会に報告する組織となります。専門委員会を設置することにより、よりきめ細やかな事業計画や関連機関との連携、調整が図りやすくなり、大会の円滑な運営に寄与します。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 安曇野市実行委員会設立趣意書(案)

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として、毎年開催される国内最大の国民スポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会（全障スポ）は、障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。

昭和53年（1978年）の第33回大会「やまびこ国体」以来、50年ぶりとなる長野県での大会開催が令和5年（2023年）7月に内定し、本市では、バレーボールとウエイトリフティング、ダンススポーツが行われます。

第2次安曇野市スポーツ推進計画では、「笑顔あふれ活力みなぎる 健康スポーツ都市 安曇野」を将来像に掲げています。大会開催でトップアスリートの競技を身近で観戦することにより、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツの裾野を広げる絶好の機会と捉えています。

また、障がい者への理解を深め、多様性を尊重し合う共生社会の実現に向けた大きな契機にもなるものと考えます。

さらに、安曇野市の豊かな自然や歴史、文化、食など様々な魅力を全国に向けて発信する機会でもあり、本市の目指す将来ビジョンである「自然、文化、産業が織りなす 共生の街 安曇野」の実現に向けて極めて有意義なものになることと期待しています。

このような意義ある両大会を成功させるために、市民・関係団体・行政が一丸となって、開催準備に取り組む必要があります。市民の総力を結集し、ここに各界の代表者の参画を得る中で「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会安曇野市実行委員会」を設立するものであります。

令和6年10月29日

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
安曇野市実行委員会設立発起人

安曇野市長	太田 寛
安曇野市議会議長	松枝 功
特定非営利活動法人安曇野市スポーツ協会会長	赤羽 高明
安曇野市商工会長	高橋 秀生
安曇野市副市長	中山 栄樹
安曇野市教育委員会教育長	橋渡 勝也

第 82 回国民スポーツ大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会 安曇野市実行委員会会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、第 82 回国民スポーツ大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会安曇野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、令和 10 年（2028 年）の第 82 回国民スポーツ大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会において安曇野市で開催される競技会（以下「競技会」という）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設・設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 実行委員会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 安曇野市を代表する者
- (2) 安曇野市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者。

（役員）

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監事

（役員の選任）

第 6 条 会長は、安曇野市長をもって充てる。

2 副会長は、総会の承認を得て委員のうちから会長が選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

（役員の職務）

第 7 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を行う。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

（任期等）

第 8 条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱または選任された日から

実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 4 委員等は、無報酬とする。
(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員等」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 競技会開催の基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算及び収支決算に関すること。
 - (5) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。
 - (6) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、総会から付託または委任された事項を調査、審議し、その結果を総会に

報告しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員等」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(収支予算及び収支決算)

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、安曇野市に帰属するものとする。

附則

1 この会則は、令和7年 月 日から施行する。

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和8年3月31日までとする。

安曇野市実行委員の選出について（案）

（１）選出方針

安曇野市実行委員会設立趣意書（案）のとおり、市民・関係団体・行政が一丸となって開催準備に取り組むために、各界各層の協力が得られるよう、できる限り広範囲に渡って代表者を委員に選出する。

（２）委員・役員名簿（案）の作成について

選出方針に従い、先催市の例を参考に、事務局が委員及び役員候補者名簿の素案を作成し、発起人の承認を得た上で、発起人代表が実行委員会設立総会において実行委員会委員（案）及び役員（案）として提案することとする。

【委員候補者の例】

- ① 行政機関
- ② 議会関係
- ③ 県行政機関
- ④ スポーツ関係
- ⑤ 学校・教育関係
- ⑥ 産業関係
- ⑦ 輸送・交通関係
- ⑧ 観光関係
- ⑨ 医療・衛生関係
- ⑩ 社会福祉関係
- ⑪ 消防・警備関係

【顧問・参与候補者の例】

- ① 顧問 … 地元選出県議会議員 等
- ② 参与 … 報道機関 等

